

公立大学法人岡山県立大学の業務の実績に関する評価の実施基準

1 趣旨

地方独立行政法人法第78条の2、第79条及び第79条の2の規定に基づいて岡山県地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う公立大学法人岡山県立大学（以下「県立大学」という。）の業務の実績に関する評価を適切に行うため、評価の実施に関し必要な事項を定める。

2 評価の目的

評価委員会が行う評価は、県立大学の業務運営の自主的、継続的な見直し及び改善を促し、県立大学の業務の質の向上、業務運営の効率化、透明性の確保に資することを目的として行う。

3 評価の種類等

評価委員会が実施する評価の種類、対象、趣旨、実施時期は、次の表のとおりとする。

種類	対象	実施趣旨	実施時期
中期目標期間終了時見込み評価	当該中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の達成状況	中期目標の達成、未達成の見込みの確認	当該中期目標の期間の第4年度の終了後概ね5月以内
中期目標期間評価	当該中期目標の期間における中期目標の達成状況	中期目標の達成、未達成の確認	当該中期目標期間の終了後概ね5月以内

4 評価の方法

(1) 評価の手法

評価は、その目的を効果的、効率的に達成するため、県立大学の自己評価の結果を活用する間接評価の手法により行う。

(2) 評価項目

評価項目は、別表第1に定めるとおりとする。

(3) 評価基準及びその判断の目安

評価基準及びその判断の目安は、別表第2に定めるとおりとする。

(4) 評価の手順

評価の手順は次のとおりとする。

① 県立大学の自己評価の実施、業務実績報告書の提出

県立大学は、この実施基準に定める評価の方法に基づき自己評価を行い、次の各号に掲げる評価の種類に応じ、業務実績報告書として取りまとめ、必要により別途指示された資料を添付のうえ、当該事業年度の終了後3月以内に評価委員会に提出しなければならない。

ア 中期目標期間終了時見込み評価

イ 中期目標期間評価

② 評価委員会による検証

評価委員会は、提出された書類の審査及び関係者からのヒアリング等に基づき、県立大学の自己評価結果の妥当性を検証する。

③ 評価書原案の作成及び提示

評価委員会は、検証結果に基づいて、次の各号に掲げる評価の種類に応じ、県立大学の意見も踏まえ評価書の原案を作成し、県立大学に提示する。

ア 中期目標期間終了時見込み評価

イ 中期目標期間評価

④ 評価書の確定

評価委員会は、必要に応じ評価書原案に修正を加え、評価書を確定させる。

5 評価結果の取扱い等

(1) 評価結果の通知及び公表等

評価委員会は、評価書を確定したときは、遅滞なく当該評価書を県立大学及び知事に送付するとともに、岡山県ホームページ等で公表する。

(2) 評価結果の活用

評価委員会は、評価実施の際、従前の評価結果等の県立大学の業務運営への活用状況等を確認する。

6 評価の方法の継続的な見直し

この実施基準に定める評価の方法については、評価の実施状況（学校教育法の規定に基づく評価の実施状況を含む。）を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

附則

この実施基準は、公立大学法人岡山県立大学の平成19年度における業務の実績に係る評価から適用する。

附則

この実施基準は、公立大学法人岡山県立大学の令和4年度における業務の実績に係る評価から適用する。

附則

この実施基準は、公立大学法人岡山県立大学の第3期中期目標期間評価から適用する。

別表第1 中期目標期間終了時見込み評価及び中期目標期間評価における評価項目

区 分	評 価 項 目 等
最小項目別評価	中期計画に記載されている最小項目ごとの中期計画の達成状況
大項目別評価	次の2つの大項目ごとの中期計画の達成状況（中期目標に対応させるため、初番は第2からとする） 第2 大学の教育研究等の質の向上に関する事項 第3 業務運営の改善及び効率化等に関する事項 ※ 中期計画の第4から第8（予算、収支計画、資金計画、財務統制に関する事項）に係る年度計画の実績については、財務内容の改善に関する事項に係る中期計画の達成状況等を評定する際の参考資料とし、最小項目別評価における評価項目としない。
全体評価	中期目標全体の達成状況

※ 中期目標期間終了時見込み評価及び中期目標期間評価は、最小項目別評価の結果を基に、大項目別評価、全体評価の結果を順次導くことを基本とする。

別表第2 中期目標期間終了時見込み評価及び中期目標期間評価における評価基準並びにその判断目安等

区 分	評 価 項 目 等		
	評点	評 価 基 準	判 断 の 目 安
最小項目別評価	4	中期計画を十分に達成	制度、仕組み等が整備され、十分な向上心のもと他の大学の模範となるような対応がなされている場合
	3	中期計画を概ね達成	制度、仕組み等が整備され、向上心を持った対応がなされている場合
	2	中期計画をやや未達成	制度、仕組み等の整備が不十分、または、向上心を持った対応がなされていない場合
	1	中期計画を未達成	制度、仕組み等の整備が行われていない場合
大項目別評価	⑤	中期目標を十二分に達成	3. 1 以上
	④	中期目標を十分に達成	2. 7 以上 3. 0 以下
	③	中期目標を概ね達成	2. 3 以上 2. 6 以下
	②	中期目標をやや未達成	1. 9 以上 2. 2 以下
	①	中期目標を未達成	1. 8 以下
		原則、当該大項目に係る最小項目別評価の評点の平均値（小数点以下第2位四捨五入）で区分する。	
全体評価	大項目別評価の結果を踏まえ、当該中期目標期間における中期目標の達成状況全体について、総合的な評価を行う。		